第九条第一号イ（一）を次のように改める。

（一）　音波を利用した海底測深機であって、次のいずれかに該当するもの

1　海底の地形図を作成するための船舶用測深機であって、次の一から四までの全てに該当するもの

一　垂直方向から二〇度を超える角度での測定ができるように設計したもの

二　水面下六〇〇メートルを超える海底の地形を測定することができるように設計したもの

三　走査を行うときの分解能が二未満のもの

四　次のイからハまでに掲げる全てについて自動的に補正を行い、測深の精度を向上させるもの

イ　センサーの動作

ロ　走査に用いる音波の状態

ハ　センサーが感知する音波の速度

2　海底の地形図を作成するための水中測深機であって、次の一及び二に該当するもの

一　三〇〇メートルを超える水深で作動するように設計又は改造したもの

二　走査効率が三、八〇〇を超えるもの

3　海底の画像を作成するために設計したサイドスキャンソナー又は合成開口ソナーであって、次の一及び二に該当するもの

一　五〇〇メートルを超える水深で作動するように設計又は改造したもの

二　進行方向の分解能及び進行方向に直交する方向の分解能がともに一五センチメートル未満の状態で作動しているときの走査範囲が五七〇平方メートル毎秒を超えるもの

第九条第二号の二を削り、同条第八号イ（一）及び（二）を次のように改める。

（一）　第三号ロに該当するイメージ増強管を組み込んだものであって、次のいずれかに該当するもの

1　水中用に設計していないもの

2　水中用に設計したもの

（二）　第三号ホに該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだものであって、次のいずれかに該当するもの

1　水中用に設計していないもの

2　水中用に設計したもの

第九条第十号の次に次の一号を加える。

十の二　レーザー光を利用して音声を探知する装置であって、次のイからホまでの全てに該当するもの

イ　レーザー発振器の持続波の定格出力が二〇ミリワット以上のもの

ロ　レーザー発振器の周波数の安定度が一〇メガヘルツ以下のもの

ハ　レーザー発振器の波長範囲が一、〇〇〇ナノメートル以上二、〇〇〇ナノメートル以下のもの

ニ　光学系の分解能が一ナノメートル未満のもの

ホ　信号対雑音比が一、〇〇〇以上のもの

第九条第十一号中「ノイズレベル」を「感度」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一の二　水中において磁場又は電場を検知する装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　第十一号イ又はロに該当する磁力計を組み込んだもの

ロ　第十一号ハからヘまでのいずれかに該当する磁力計又は同号トに該当する水中電場センサーを組み込んだもの

第九条第十三号ヲ（二）を次のように改める。

（二）　削除

第九条第十三号ヲ（三）中「互いの距離が」を「第十三号ヘ又はリに該当する一のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するよう、互いの距離が」に、「を超え、かつ、」を「以上離れている」に、「を用い、いずれか一のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するように実時間で」を「から得られる」に改め、「データフュージョンを」の下に「六秒以内で」を加え、同号ヲ（四）中「車両」を「第十三号ヘ又はリに該当する一のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するよう、車両」に、「を用い、いずれか一のレーダーを単独で使用するときよりも性能が向上するように実時間で」を「から得られる」に改め、「データフュージョンを」の下に「六秒以内で」を加える。

第十条第一号イ（二）中「を超える」を「超九八一メートル毎秒毎秒以下の」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　ジャイロスコープ若しくは角速度センサーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品

イ　九八一メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用することができるように設計したものであって、次のいずれかに該当するもの

（一）　測定範囲が一秒当たり五〇〇度未満のものであって、次のいずれかに該当するもの

1　バイアスの安定性が、九・八一メートル毎秒毎秒の状態で一月間測定した場合に、一時間あたり〇・五度未満のもの

2　角度のランダムウォークを時間の平方根当たりで表した実効値が〇・〇〇三五度以下のもの（スピニングマスジャイロを除く。）

（二）　測定範囲が一秒当たり五〇〇度以上のものであって、次のいずれかに該当するもの

1　バイアスの安定性が、九・八一メートル毎秒毎秒の状態で三分間測定した場合に、一時間につき四〇度未満のもの

2　角度のランダムウォークを時間の平方根当たりで表した実効値が〇・二度以下のもの（スピニングマスジャイロを除く。）

ロ　九八一メートル毎秒毎秒を超える直線加速度で使用することができるように設計したもの

第十条第三号の四中「又はその部分品」を削る。

第十一条に次の一号を加える。

十四　音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置であって、当該利用する音波が二〇〇ヘルツ以下の周波数において音圧レベルが一九〇デシベル以上となるように設計したもの

第十二条第一号イ及び第三号中「、リ及びヌのいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）、同項第三号」を「及びヌのいずれか、同項第三号若しくは同項第四号」に改め、同条第十一号中「ティップシュラウド」を「チップシュラウド」に改め、同条第十二号を次のように改める。

十二　実時間で制御する装置、計測器（センサーを含む。）又は自動的にデータを収集し、解析する装置であって、次のイ及びロに該当するもの

イ　ガスタービンエンジン又はその部分品を設計するために特に設計したもの

ロ　第二十五条第三項第三号又は第四号に該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）を用いたもの

第十二条第十三号中「ティップ」を「チップ」に改める。

第十四条第九号ロ（三）中「長さが一、〇〇〇メートルを超える光ファイバー」を「光伝送の方式」に改め、「によって」の下に「一、〇〇〇メートル以上の距離で」を加え、同条第十号を次のように改める。

十　排水量が一、〇〇〇トン以上の船舶に使用することができる防音装置又は磁気軸受であって、伝動装置に使用できるように設計したもの

第十八条第一項第一号ロ中「又は中ぐり」を削る。

第十九条第一項第二号ロ（一）中「〇・五」を「〇・一三〇」に改め、同号ロ（二）中「多層構造」の下に「を有するもの」を加え、「多結晶シリコン層及び」及び「いずれも」を削り、「を除く」を「に限る」に改め、「を有しないもの」を削る。